

## 地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第2回 ※通算第7回）への意見・回答

| 番号                     | 区分   | 資料  | 頁   | 意見  | 回答  |
|------------------------|------|-----|-----|---|---|
| <b>MPN推進協議会・運営機構関係</b> |      |     |     |   |   |
| 1                      | 金融機関 | 資料1 | 項番4 | <p>口座振替データ伝送サービスを開始する場合は、あらかじめ通知をお願いします。</p> <p>弊行では「口座振替データ伝送サービス用情報」をALL半角スペース以外の条件に変更するために、システム開発が必要です。</p> <p>そのため、サービス開始の直前で通知をいただいた場合、対応ができないケースがありますので、余裕を持って通知をお願いします。</p>                      | <p><b>【MPN運営機構】</b></p> <p>承知しました。</p> <p>今後、口座振替データ伝送サービスを開始することになった場合には、その直前ではなく、余裕を持って通知いたします（1年以上前を目途）。</p>   |
| <b>「eLマーク」について</b>     |      |     |     |   |   |
| 2                      | 金融機関 | 資料1 | 項番8 | <p>「原則 eLマークが記載される」との回答であるが、原則外となる事例（eLマークが記載されないケース）について、ご教示いただきたい。</p> <p>「番号9」にある回答内容「共通納税システムに対応しない納付書には、eLマークは記載されない」を踏まえると、やはり地方税統一QRコードの印字がある納付書には必ずeLマークが付くのではないかという理解をしてしまうため、この点明確化いたしたい。</p> | <p><b>【地方税共同機構】</b></p> <p>eLマークは共通納税に対応した納付書を納税者が識別できるような標章として作成し、納付書への記載を原則必須として地方団体に提示していますが、納付書への印刷は各地方団体において対応するため、原則外となる具体的な事例を当機構では把握していません。</p> <p>なお、地方団体において印刷機器等の諸事情からeLマーク印字を断念するような場合には、QRコードの印字があってもeLマークは付いていない納付書が例外的に存在し得ます。</p> |

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第2回 ※通算第7回）への意見・回答

| 番号                           | 区分   | 資料  | 頁       | 意見  | 回答   |
|------------------------------|------|-----|---------|---|--|
| <b>証券の取扱いについて</b>            |      |     |         |   |  |
| 3                            | 金融機関 | 資料1 | 項番11    | <p>日本銀行が歳入代理店に示す歳入代理店手続に以下の規定があります。</p> <p>1. (2) イ. (ロ) a. (c)</p> <p>「(ただし、小切手の合計金額が300万円未満の場合に限り、<u>歳入金等と地方税とを同時に受入</u>ることができるため、この場合は、歳入金等の領収金額を超えても問題ない。)」</p> <p>これは、歳入金と地方税が1枚の証券で同時に納付されることを想定した記載です。</p> <p>弊行の場合、お客さまの利便性を考え、QR収納から従来の収納代理契約に基づく収納に変更しようとしても、収納代理契約がなく収納をお断りせざるを得ないケースが出てくると考えます。</p> <p>再度のお願いとなりますが、現在可能な取扱いが、制度開始後、利用できなくなることについて、日本銀行への情報提供、納税者への周知をお願いします。</p> | <p><b>【事務局】</b></p> <p>日本銀行へ前回及び今回の意見・回答を情報提供します。</p> <p>個別の事情については、個別に関係機関や利用者への情報提供等をご検討願います。</p>  |
| <b>地方税統一QRコードのテストケースについて</b> |      |     |         |   |  |
| 4                            | 地方団体 | 資料1 | 項番16、18 | <p>金融機関窓口およびスマホ決済アプリの一气通貫テストは予定しておらず、地方税共同機構が提供する試験データによるテストを実施することで対応するとの回答ですが、提供予定の試験データについて、可能な限り早期にご提示いただき、地方団体側が想定するテストケースなどを反映できるよう調整いただくようお願いいたします。</p> <p>現在、次期OSSに係る総合連動試験を控えておりますが、事前に地方団体側から要望したテストケースがまったく考慮されず、用意されたテストデータは1ケースのみで期待するテストを実施できない状態です。</p> <p>地方税統一QRコードは全国一斉に導入され、全国民が利用し影響も大きいため、地方団体側が想定するテストケースについて考慮いただき、適切な試験が実施できるようご配慮いただくようお願いいたします。</p>                 | <p><b>【地方税共同機構】</b></p> <p>試験データに個々の地方団体が想定するテストケースを反映することは予定していませんが、金融機関窓口及びスマホ決済アプリでの納付について十分な試験を行えるように複数のシナリオを想定したテストデータを提供する予定です。また、個々の地方団体においてテストデータを編集して追加的なシナリオでのテストを実施いただけるように、各データ項目にどのような値がセットされるかなどの情報も含めて提供する予定です。</p> |

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第2回 ※通算第7回）への意見・回答

| 番号         | 区分   | 資料  | 頁 | 意見   | 回答  |
|------------|------|-----|---|--|---|
| <b>その他</b> |      |     |   |  |   |
| 5          | 金融機関 | その他 | — | <p>①eLTAXのシステム移行時に万が一トラブルが発生し4/3のサービス開始が困難となった場合、②本番運用開始以降にトラブルが発生した場合のコンチプランをご教示いただきたい。</p> <p>いずれも金融機関の事務・システム運用に影響を及ぼすものであり、個別行としてのコンチプランを検討するうえでも必要な要素となるため、早期に情報開示いただきたい趣旨で確認させていただきたい。</p> | <p><b>【地方税共同機構】</b><br/>金融機関窓口の納付はMPNの一括伝送方式により対応することから、日本マルチペイメントネットワーク運営機構の定めるコンティンジェンシープランに基づき対処します。</p> <p>なお、同プランにおいては、収納機関（共通納税の場合は地方税共同機構）責任領域での障害の場合、金融機関は対応不要とされています。そのため、金融機関窓口納付においては、eLTAX（その先の地方団体基幹システムを含む。）障害等があった場合でも、通常通り窓口受付やデータ伝送等をしていただくことが可能であり、特別な対応を求めることは想定していません。</p>  |
| 6          | 金融機関 | その他 | — | <p>今後、QR対応可能な金融機関（「一括伝送方式」追加・変更募集への承諾を行った金融機関）が明らかとなるが、これの公表・周知方法はどのような状況となるか。</p> <p>また、一般利用者向けの地方団体等からの制度周知の全体像や、納付書への記載において、利用可能金融機関はどのようなかたちで案内される想定か等、周知・広報の検討状況についてご教示いただきたい。</p>          | <p><b>【事務局】</b><br/>地方税統一QRコードに対応可能な金融機関については、eLTAXのホームページに掲載予定です。</p> <p>周知・広報については、以下の対応を予定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税共同機構が、広報資材（利用者向けのリーフレットや広報用動画等）を作成</li> <li>・地方団体や金融機関等から、それぞれの広報媒体等を通じて、納税者・利用者等に対し周知・広報</li> <li>・総務省からも、地方団体や関係機関に対し、電子納付の推進を依頼</li> </ul> <p><b>【地方税共同機構】</b><br/>QR対応可能な金融機関は、eLTAXのホームページ中「共通納税対応金融機関」ページ<br/>(<a href="https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/">https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/</a>) を通じて周知する予定であり、当該ページ中の利用チャンネルに「窓口（QR）」の表示を追加する予定です。</p> |

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第2回 ※通算第7回）への意見・回答

| 番号 | 区分   | 資料  | 頁 | 意見   | 回答  |
|----|------|-----|---|--|---|
| 7  | 金融機関 | その他 | 一 | <p>&lt;活用検討会第6回資料1「第5回への意見・回答」項番4 再掲&gt;</p> <p>○収納受付金融機関から指定金融機関への「取次ぎ」の場合、地方税法に基づく特定徴収金の収納ではないことから、印紙税の取扱いを含め従来の方法およびルートにより、納付書および当該地公体の徴収金を取り次ぐことになるとされている。</p> <p>統一QRコードの読取りについては、事務センターに集約する金融機関が大半と考えられるが、これら金融機関は事務センターで初めて読取エラーに気付くことになる。納税者に領収書を交付した後、読取エラーが判明して「取次ぎ」とする場合、納税者に返却済みの領収書に印紙を貼付できず、印紙の貼付漏れ（脱税）となる。印紙税納付に不備があれば、当該分の追加納付のみならず、5年にわたる影響調査を求められるなど、各金融機関にとって相当な影響が発生する。</p> <p>このようなケースが発生し得ることを国税庁に説明し、印紙税免除や後日納付が認められるのか、同庁の見解を確認いただきたい。あるいは、税務上問題のない事務フローを検討、提示いただきたい。</p> | <p><b>【事務局】</b></p> <p>ご意見を踏まえ国税庁に文書回答制度による確認を行い、その回答が、以下の国税庁ホームページに掲載されています。</p> <p>令和4年11月10日回答&lt;「地方税統一QRコード付納付書」の領収証書に係る印紙税の取扱い&gt;</p> <p><a href="https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/shozei/221110/index.htm">https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/shozei/221110/index.htm</a></p> |
| 8  | 金融機関 | その他 | 一 | <p>9月30日にMPN接続試験についてLTAおよびMPNのホームページに公表されているが、このうちLTAから送付されている「令和5年4月開始向け一括伝送方式によるMPN接続試験の募集」について確認したい。金融機関が作成する意見データについて、補足事項が別紙にまとめられているが、このうち「案件特定キー」について、その先頭番号を金融機関コード（半角数字4桁）とすることが規定されている。実際の納付書では、案件特定キーは各地方団体が当該地方団体内でユニークになるよう考慮したうえで自由に採番するものと理解しており、より本番に近いカタチでテストを行う上では不要な制約とも思える。当方としても、バリエーションをもって試験を行いたいと思っているところ、この制約は必要不可欠なものなのか。また、不可欠ということであれば、その理由について確認したい。</p>  | <p><b>【地方税共同機構】</b></p> <p>金融機関において案件特定キーを自由に採番してテストデータを作成できるようにしていますが、複数の金融機関間で案件特定キーが重複しないようにするために先頭4桁を金融機関コードにすることとしました。本条件でのテストデータの作成をお願いします。</p>   |

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第2回 ※通算第7回）への意見・回答

| 番号 | 区分   | 資料  | 頁 | 意見   | 回答  |
|----|------|-----|---|--|---|
| 9  | 金融機関 | その他 | — | 支払い期限経過後の納付書の取扱い方法に関して、納税者に周知いただける認識だが、その後の検討状況はいかがか。  | <p><b>【事務局】</b><br/>「支払期限」の経過が確認された場合には、従前どおり、納税者から地方団体に対して連絡のうえ、地方団体において税事務所での納付案内や納付書の再発行など、対応が必要なものと考えられます。</p> <p>また、「支払期限」経過後であっても、地方税統一QRコードに格納された「支払期限」経過後の納付書が持ち込まれた場合は、金融機関窓口であれば本税の納付自体は可能です。</p> |
| 10 | 金融機関 | その他 | — | QRあり納付書が納税者に送達された後、延滞等で納付する金額が変更となった場合においても、券面の金額訂正を指示することがないよう、自治体に周知をお願いしたい。金額訂正されたQRあり納付書が持ち込まれた場合、券面情報とQR格納情報に乖離が生じ、事務手続きが極めて煩雑になると考える。  | <p><b>【事務局】</b><br/>地方税統一QRコード付き納付書は、税額等が予め確定されたものの納付に活用するものなので、納税者において券面の金額訂正が行われることは想定しておりません。</p>  |
| 11 | 金融機関 | その他 | — | 10月21日に地方税共同機構より金融機関に開示されたQRコードの定義書に関して、税目・料金番号の300番台を「固有番号」として一部自治体が活用するとの記載がある。自治体ごとに300番台の定義が異なると、金融機関が店頭やATM等で読み取ったQR内の情報を表示する場合、顧客に対して表示すべき情報が一意に特定できず、券面情報とのズレが生じ、結果として店頭等で混乱を来す虞があると懸念している。300番台利用に至った経緯は分からないが、利用される一部自治体においては、このような制約がある点を考慮したうえで利用是非を検討いただきたい。 | <p><b>【地方税共同機構】</b><br/>MPN運営機構の定める仕様書においても税目料金番号の300番台以降は地方団体が任意に使用できる領域とされており、現在300番台を利用している地方団体からの利用要望を踏まえ、300番台を固有番号として定義しました。</p> <p>なお、300番台を利用する地方団体は、東京都と宮城県となる予定です。</p>                            |
| 12 | 金融機関 | その他 | — | 地方税統一QRコードを印字した納付書の読取テストに関しては、原則指定金融機関にて行うこととされていますが、これは23年4月以降も同様ということでしょうか？地方税統一QRコード対応の税目を追加する場合など来年度以降もQRコードの読取テストを行うべきシーンは発生すると思われるが、地方自治体・金融機関間で運用に混乱が生じないように、運用方針を示してほしい  | <p><b>【事務局】</b><br/>地方税統一QRコードを対応する税目を追加するなどにより、新たなレイアウトの納付書を発行する際には、読取りテストを行っていただくことが望ましいと考えています。相手先としては、原則、指定金融機関をはじめ本年度に読取りテストを実施する金融機関を想定しています。</p>   |